# murata

# Quarterly No. 75

# '06 夏号

発行日 平成 18 年 7 月 16 日ムラタ計測器サービス株式会社 横浜市戸塚区秋葉町 15 番 〒245-0052 045(812)1811

# 数値の取り扱いについて(続)

[はじめに]

前回は、報告値の取り扱いについて、

依頼元の要望を優先すること。

計算途中の桁数についての配慮の必要性。

特に基準値前後における桁数及び丸め方(切上げ、切捨て、四捨五入)と評価の関係。

などに関して述べましたが、 の「基準値がある場合」には、JIS Z 8401(1999)に、「考慮すべき事項」が記載されていることが判りました。今回は、これについて検討した結果を報告します。

1.「土壌汚染対策法」研修会での「計算手順」に ついて

平成 15 年秋に開催された、(社)土壌環境センターの研修会の配付資料「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説(監修:環境省土壌環境課)」中の「補足資料(Appendix 13-1)」に、「得られた数値の取り扱い方」として、「土壌ガス」、「地下水」、「土壌溶出量」、「土壌含有量」の何れの場合も、次の手順が示されております。

測定値は、JIS Z 8401「数値の丸め方」に 準拠して数値を丸め、

報告値は、有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示する。

これについて、次の2つの疑問が生じました。

- (1)「土壌ガス」の場合は、「平成 15 年環告 16 号」との整合性がないのではないか。
- (2)上述の手順によれば、2 段階に分けて数値を丸めているが、問題はないか。

# 2. 土壌ガス調査の場合

土壌ガス調査の場合は、平成15年3月環境省告示第16号第2、6(定量及び計算)によって、「土壌ガス中の調査対象物質の濃度は、次式を用いて体積濃度(単位volppm)で算出し、有効

数字を 2 桁として 3 桁目以降を切り捨てて表示する。定量下限値は、ベンゼン以外の調査対象物質については、0.1volppm、ベンゼンについては、0.05volppm とし、これらの濃度未満の場合を不検出とする。」

とされており、上述の研修会の手順は、明らかに、これとの整合性に欠けていると考えられます。

具体的な数値について検討してみます(上記の手順には、丸める有効数字の桁数が明記されていませんが、手順に「有効数字3桁目以降を切り捨てる」とされていますので、ここでは、4桁目を丸めることにして話を進めることにします)と、例えば、ベンゼンの生データが0.04995~0.04999の場合は、環告第16号では「不検出」ですが、上述の手順では、手順によって0.0500となり、手順で0.050になるので、その評価は、「検出」になってしまいます。

3.「地下水」、「土壌溶出量」又は「土壌含有量」の調査の場合

これらの場合は、告示あるいは通達などによる規定がないので、上述の手順が生きてくることになりますが、この場合、JIS Z 8401(1999)の2のe)との関係が気になります。

この JIS の内容を書き直して見ますと、 「規則 A、B(四捨五入) <sup>1</sup> 」は、

- a)丸めた数値の選び方について、何の考慮すべき基準もない場合にだけ適用すべきである(何らかの考慮すべき基準がある場合は、適用しない方がよい)。
- b)安全性の要求又は一定の制限を考慮しなければならないときは、例えば、常に一定方向へ丸める(切り捨て又は切り上げる)ほうがよいことがある。

となります。当社などの従事している「環境 計量証明事業」の「測定値」又は「報告値」は、 上記のa)の「何らかの考慮すべき基準がある場合」に該当しており、その基準によって、法的に「有害」か「無害」かを判定していると考えられますので、b)の「常に一定の方向へ丸める方がよいことがある」の範疇に属しているのではないかと思われます。

1 規格 A は、四捨五入する桁数の数値が「5」の場合に、その一つ上の桁数の数値が、 奇数の場合は切り上げる。 偶数の場合は切り捨てる。

(一連の測定値をこの方法で処理するとき、丸めによる誤差を最小にするため)と規定されており、規格 B は、通常の四捨五入を示しています。

「土壌ガスの調査(本稿2参照)」及び「公共用水域水質測定結果の報告について(昭和52年4月19日付環水規第61号:平成5年3月29日付環水規第51号にて一部改正)に、「有効数字の桁数」として、

「有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる」 と記載されているのは、上記の JIS の e )を 受けているのではないかと思われます。

4.「数値の丸め方」に関する規定のない場合の取り扱いについて

当業界では、告示等に規定されている手順で「測定値」を算出しておりますが、「数値の丸め方」についての規定がない場合は、各企業における「事業規程」で定めた「丸め方」で運用しており、その多くは、「公共用水域測定結果の報告(前出)」を準用しています。

水銀の「土壌含有量調査」の場合に、この「有効数字 3 桁以降は切り捨て」の丸め方を適用すると、15.99mg/kg までが「適合(15mg/kg 以下)する」の評価を受けることになります。

表 1 水銀の「土壌含有量調査<sup>2</sup>」における有効数字 3 桁 以降の丸め方と適合範囲の関係

( 2 水銀 15mg/kg 以下を適合とする)

	( Z 小銀 15111g/kg 以下を過日とする) (mg/kg)						
No.	有效数字 3 桁以降の 丸め方	生データ	丸めた 後の値	評価	適合 範囲		
1	切り捨て	16.00 15.99	16.0 15.0	不適合適合	16.0 未満		
2	四捨五入	15.50 15.49	16.0 15.0	不適合適合	15.5 未満		
3	研修会の 手順	15.95 15.94	16.0 15.0	不適合適合	15.95 未満		
4	切り上げ (このケース は少ない)	15.01 15.00	16.0 15.0	不適合適合	15 以下		

因みに、これと同じ条件で、有効数字 3 桁以降の丸め方を変えた場合に、適合範囲がどのように変化するかを比較してみました。その結果を、表 1、及び図 1 に示します。これによれば、「基準値」が同じでも、「数値の取り扱い方(丸め方)」によって、その適合範囲が変わることが判ります。

#### [おわりに]

以上を総括して、「基準値」と比較して「評価」を下すような場合は、「数値の取り扱い方 (丸め方)」と「基準値」がセットで規定されて いることが必要なことが判ります。

しかし、現状では、「数値の取り扱い方」が規定されている場合は少なく、多くが、各企業の「事業規程」によって運用されております。この場合、

「適合範囲」が広くなること(表1、図1参照) 各企業の事業規程中の「数値の取り扱い方(丸 め方)」によって、「適合範囲」が変わること。 などが気にかかります。

特に、土壌汚染対策法のように、「評価」次第で、当該土地の価格に高額の差が生じるような場合は、「告示」又は少なくとも「通達」で、「数値の取り扱い方(丸め方)」を規定して戴けないかと思います。

なお、このとき、「有効数字を 2 桁とし、3 桁以降を切り捨てる」のであれば、「15mg/kg 以下」とするより、「16mg/kg 未満」とした方がすっきりします。また、いっそのこと、「丸める」かわりに「帯分数」で表示するようにすれば、ややこしいことは考えなくてもすみますが、いかがでしょうか・・・・。

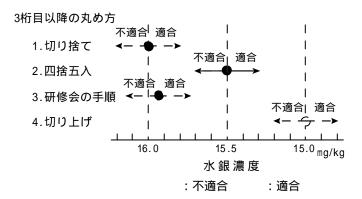


図1 水銀の「土壌含有量調査」における 有効数字3桁目以降の丸め方と適合範囲の関係

# 強き心

マスメディアでは、私たちの生活に密着した次元で不祥事が相次いでいることを報道している。しかし、その不祥事は後を絶たない。20年前から使用されているM電器のFF式石油暖房機が、実は欠陥商品で死亡事故の恐れがあるので回収すると、連日放映されている。また、M自動車の欠陥も記憶に新しい。タイヤが脱落して炎上する事故をテレビで見たときは、「まさか?」と、誰しもが思ったことであろう。さらに、同自動車ではクラッチ欠陥もあったそうである。さらに新しい話題では、P社のガス湯沸し器の改造による、一酸化炭素中毒事故である。これもなんと20年前からの欠陥をそのままにして被害が拡大した例である。

ここで問題になるのは、これらの事件には共通の事柄が内在していることである。それを三点にまとめることができる。一つは、発見者がことの<u>事大性を認識できない</u>。一般的に、過失、失敗などの初期段階は確かに取るに足らないことのように映る場合があるが、その現象がどのように展開するかまでは考えが及ばない。つまり想像力がない。よって、上司に報告をしないで済ませる。失敗は人の常であり決して恥じることではなく、古くから「失敗は成功の母」との格言があるように、若いときは、失敗は大いにすべきである、と言われたものである。(これは失敗を恐れて挑戦する意欲を無くしてはいけないと言う心が裏に隠されている。)しかし、現実はそうは行かない。実際の組織の中では責任追及があり、顧客に対する信頼性損失の回避などがあり、その恐怖で上司への報告を怠る。報告のいずれかの段階で、多くの場合、事実は「<u>隠蔽</u>」されてしまう。これが二つ目である。三つ目は、組織の狭量さに起因している。組織と言っても所詮は人間であるが、その中でリーダーの人格、器量、責任感がポイントになる。しかし、多くの場合、責任の擦り合いの結果、トカゲの尻尾きり的手法で片付ける。これが常識でもあるかのように。

今問われるのは、企業の社会的使命、役割である。何のために企業活動はあるのか。この問の中には、社会の繁栄、人間の幸せ、便利さ、安全、安心など基本的には人の命の安全と幸福があるべきである。これら不祥事は意図して起こったことではないものの、結論的に不幸な結果になってしまい事件となった。失敗学の権威である飯野氏は、「する必要のない失敗は断じていけないが、人の良心と注意力だけに頼っていても、失敗そのものはなくなるものではない。」また、「不祥事、隠匿、偽装といった悪意に起因すると思われる問題が起きる原因は、企業において<利益の追求>と<社会正義>の情念の葛藤が、脳内活動で処理されて、前者が勝つことである。

しかし、社会は後者が打ち勝つことを頼りに成り立っている。」と言う。

私たちは、自己利益を追求する生き物であり、組織の一員ともなれば 組織の利益をまじめに追求するうちに、社会正義を見失ってしまいがちで ある。しかし、人間活動の岐路においては、「何のために」と言う原点に 返れば、悪魔の囁きを跳ね除けることができるのではないだろうか。



# 環境法令等の動き < 抜粋 > (H18.4.1~ H18.6.27)

整理	月日	区分・番号	名 称・内 容				
番号							
1	4.17	環境省 告示第 84 号	環境基本計画を変更した件(全部を変更) 環境から拓く、新たな豊かさへの道				
			前文				
			第1部 環境の現状と環境政策の展開の方向				
			序章 目指すべき持続可能な社会の姿 第1章 開発の開始と環境が終め、開発				
			第1章 環境の現状と環境政策の課題 第1節 社会経済と環境の現状(4 項目)				
			第2節 第2次環境基本計画策定後の取組みによる主な成果と今後				
			の環境政策の課題(9項目)				
			第2章 今後の環境政策の展開の方向				
			第1節 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上 (3 項目)				
			第2節 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成 (2 項目)				
			第3節 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組み				
			第4節 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進				
			(3 項目) 国際的な戦略を持った取組みの強化(3 項目) 第5節 長期的な視野からの政策形成(2 項目)				
			第2部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開				
			第1章 重点分野ごとの環境政策の展開				
			(事象面で分けた重点分野政策プログラム)				
			第1節 地球温暖化問題に対する取組				
			第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組				
			第3節 都市における良好な大気環境の確保に関する取組 第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組				
			第4即 環境保証上健証なが循環の確保に向けた取組 第5節 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組				
			第6節 生物多様性の保全のための取組				
			(事象横断的な重点分野政策プログラム)				
			第7節 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづく り				
			第8節 環境保全の人づくり、地域づくりの推進				
			第9節 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等 基盤の整理				
			第10節 国際的な枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進				
			第2章 環境保全施策の体系				
			第1節 環境問題の各分野に係る施策(6項目)				
			第2節 各種施策の基盤となる施策(8項目) 第3節 国際的取組に係る施策(3項目)				
			第3章 計画の効果的実施				
			第1節 政府をはじめとする各主体による環境配慮と連携の強化				
			第2節 財政措置等				
			第3節 各種計画との連携 第4節 指標等による計画の進捗状況の点検及び計画の見直し				
2	4.21	政令第 176 号	毒物及び劇物指定令の一部改正				
		(厚生労働省)	1.毒物から除外したもの(3塩化チタン及びこれを含有する製剤)				
			2.劇物に指定したもの(1 を加えて 4 項目)				
			3.劇物から除外したもの(4 項目)				
3	4.21	厚生労働省令 第 114 号	毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正 2 に関連する事項の改正				
		פייות	2 に対性する事界の以上				

整理 番号	月日	区分・番号	名 称・内容
4		内閣府・ 総務・財務・ 文部科学・ 厚生労働・ 農林水産・ 経済交通・ 経済交通・ 環境省令 第1号	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進 に関する法律第9条第1項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定 める命令の一部改正 当該命令中の「又は営業年度」を削る
5	4.27	財務・ 厚生労働・ 農林水産・ 経済産業・ 国土交通・ 環境省告示 第1号	資源の有効な利用の促進に関する基本方針を定めた件 平成 13 年公表の当該基本方針の全部を改正した 1.原材料等の使用の合理化に関する目標 ・製品の種類ごとの目標(6 項目) ・副産物の種類ごとの目標(4 項目) 2.再生資源及び再生部品の利用に関する目標(22 項目) 3.製品の長期間の使用の促進に関する事項(6 項目) 4.環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項 5.当事者ごとの目標(9 項目)
6	5.26	環境省令 第 20 号	廃掃法施行規則の一部改正 当該産業廃棄物が、JIS C 0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合の表示に関する事項を、則第8条の4の2第6号中に追加した
7	6.7	法律第 57 号(環境省)	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正  1. 定義の追加 「算定割当量」: 京都議定書に規定する割当量等で、CO21トンを表す単位により表記する  2. 国の責務の追加 京都議定書の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を追加する  3. 京都議定書目標達成計画に定める事項の追加 2の措置に関する基本的事項に定める事を追加する  4. 割当量口座簿等 ・環境大臣及び経済産業大臣は、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転を行うための口座を開設する ・割当量口座簿は、国の管理口座並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人(以下「内国法人」という)の管理口座に区分するものとし、内国法人の管理口座は、当該管理口座の名義人ごとに区分する・その他運用に関する事項を規定  5. 罰則に関する規定を設ける  6. 施行期日: 一部の規定を除き、公布の日から1年を超えない範囲内において施行する
8	6.14	法律第 68 号 (国土交通省)	海洋汚染防止法の一部改正  1. 定義 「有害液体物質」とは、油以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質であって、船舶により、ばら積の液体貨物として輸送されるものに加え、海洋施設等において管理されるものをいうこととした  2. 海洋汚染の防止 (1) 未査定液体物質の輸送の禁止 (2) 海洋施設からの有害液体物質の排出の規制 (3) 排出時の通報 (4) 防除措置等

整理 番号	月日	区分・番号	名 称・内 容
			3.海上災害の防止 (1)危険物の排出があった場合 (2)危険物の海上火災が発生した場合 (3)危険物の排出のおそれが生ずるおそれがあるとき 4.独立行政法人 海上災害防止センターの業務 5.一部を除き平成19年4月1日より施行
9	6.15	法律第 76 号(環境省)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正  1. 容器包装廃棄物の排出の抑制に向けた取組の促進 (1) 促進に係る規定を追加 (2) 環境大臣は、「推進員」を委嘱し、情報の収集、整理及び提供や排出量の調査及び公表を行う (3) 事業者の自主的取組を促進するための措置について、次の事項を規定した主務大臣は、容器包装を用いる事業者であって政令で定める業種に属する事業を行うもの(「指定容器包装利用事業者」という)による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、判断の基準となるべき事項を定めることとした主務大臣は、に関連して指導及び助言を行うことができることとした指定容器包装利用事業者であって、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当する者(「容器包装多量利用事業者」という)は、毎年の使用量及び排出抑制促進に取り組んだ措置について、主務大臣に報告しなくてはならないこととした主務大臣は排出抑制促進の状況が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告等を行うことができることとした (4)市町村は、分別収集計画を定め、又は変更したときはこれを公表する2.市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者に関する事項  3. その他再商品化の義務を果たさない特定事業者に対する罰金の額の引上げ等所要の規定の整備を図る基本方針に定める事項に、「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」を追加する  4. 政府は、施行後5年を経過した場合に必要があれば見直しを行う5. 一部の規定を除き平成19年4月1日から施行する
10	6.27	厚生労働省告示 第 399 号	労安法第57条の3第3項の規定に基づく新規化学物質の名称の公表 通し番号13714より14021まで307物質

### <ポイント>

マリンレジャーの事故対策 海を安全に楽しむための事前の備え

## マリンレジャーは危険と隣り合せ

平成 17 年にマリンレジャーに伴う事故に遭った人は、合計 792 人、そのうち、死者・行方不明者は 284 人 (36%) でした。マリンレジャーは、海という自然が相手なので、ちょっとした不注意から、命にかかわる大事に至ることも少なくありません。不測の事態に備えて、事前の準備が海で遊ぶ時の鉄則です。海に出る時には携帯電話が必携品

海に出る時には、防水バッグに入れた「携帯電話」を必ず身につけること。もしも誤って海中に落ちたり、ボートが故障して漂流したりしたら、あわてずに「118番」へ。最寄の管区海上保安本部に連絡がとれます。 ライフジャケットの着用により救命率UP

事故で海に落ちたら、何よりもまず海面に浮くことが大事です。そのためには、ライフジャケットの着用がとても重要です。

海上保安庁の調査によると、平成 17 年中に釣りで海に落ちた人のうち、ジャケット不着用者の生存率が 5 割弱であったのに対し、着用者は 8 割強が助かっております。

また、今年のゴールデンウィーク期間中にレジャーボートなどから海に落ちた人 21 人のうち、ライフジャケット着用者 12 人は全員助かっているとのことです。 (「政府広報オンライン」から転載)

# 『たまには晴耕雨読』(「続・解体新書」改め) No.50

# <デジタルカメラ対銀塩カメラ>

久しぶりにヨドバシカメラに出かけてみた。目的は、3年前に初めて購入したデジタルカメラが物足りなくなり、そろそろ買い替えようかと思っていたところ、今まで使っていた銀塩カメラの交換レンズがそのまま使えるデジタルカメラが登場したり、このところヒット商品がなく、マンネリ化していたデジカメ業界に「これはっ!」と思える機種が登場したりと、実機をこの目で確かめたくなったためである。

いつものように、8才の娘が同伴なので、まずは6階の模型・おもちゃコーナーへと直行。このフロアには、おそらく日本一の設置台数を誇る「がちゃがちゃ」(100円入れると、丸いカプセルに入ったおもちゃが出てくる。我が家では「がちゃぽん」と命名...)があり、娘に100円玉4個を手渡し、「自由にやっていいぞ」と売り場に解き放てば、あとは獲物を捕らえて戻ってくるのを待っていればよいので、子守りとしては、とても楽ちんなのである。お目当てのカプセルをゲットし、ご満悦の娘を母親の待つ百貨店まで送り届ければ、お役ごめんとなり、あとは自由の身である。

さて、カメラ売り場に行ってみると、圧倒的にデジタルカメラが売り場を占めており、銀塩カメラはどこへやら..だ。お目当ての機種は新製品ということもあって、派手にディスプレイされていて、おまけにお店の人ではない、おそらくメーカーとおぼしき人が、商品の説明をしてくれる。手に取ってシャッターを切ってみると、軽快な音とともに、鮮明な画像が背面にある大型の液晶にあらわれる。たしかに、最新型ということもあって、フォーカスも露出も手ぶれ補正も申し分ない。しかし..「う~んん..」である。これは写真ではなく、データなのだ。いままで、銀塩カメラでシャッターを切った瞬間、出来上がりの写真を頭でイメージして、その手ごたえを感じ取っていたのに比べると、なんとも味気ないのである。道具を使う愉しみがないのである。イメージした写真が撮れた時の歓びがわかないのである。

19世紀に現在の銀塩写真が発明されてから、もはや、カメラ、レンズ、フィルムとも完成の域に達している。デジタルカメラの宣伝が、解像度や色再現(どちらかというと、鮮やかさ)を強調しているのに比べ、銀塩カメラで撮った写真のボケ味や階調性といったアナログチックな点は、レコード対CDの図式にも似ているかもしれない。市場では、カメラメーカーの老舗ニコンやミノルタが、今後、銀塩カメラの開発は行わないと発表したこともあり、時代は明らかにデジタルへと移行している。しかし、売り場の片隅にディスプレイされているマニア垂涎の名器といわれる銀塩カメラを見ていると、かつてレコードがCDにとってかわられたのとは違うなにかを感じる。デジタルカメラVS銀塩カメラという図式とは関係なく、写真を撮る「道具」としての確固たる存在感をはなっているかのようだ。

なにはともあれ、今度のP社のデジカメは、自分が昔から使っているアナログ用レンズ、それも中判カメラ(通常の35mmではなく、フィルムの幅が6cm)のレンズを装着できるとのこと。その辺が、昔からのユーザーを大切にするP社だと感心はしたものの、結論は「待った」である。そのうち、今あるデジカメとは違う愉しみ方ができる「道具」がでてくるような気がするから..(石)



娘と夜行で行った、早暁の伊奈ヶ湖(山梨県)。カメラ:3年前の旧式デジカメ(自動だけど撮影時に露出補正-1EV)

# ~ 雲南きまぐれ旅日記(その4)~

# 世界遺産の街へ

僕の旅はあまり名所旧跡を見ないと書いた。それは限られた時間に自分の歩きたいところを歩いた結果であり、意図的に背を向けているわけではなかった。大理は十分に居心地良く、興味は尽きないが、僕は麗江へ向かうバスを予約した。麗江までは4時間、短い時間ではない。そうして、はるばる麗江まで行ったところで滞在できるのは1日足らずである。だが、黒い瓦屋根の埋める木造建築の町並みと、雪を抱いた5596mの霊峰「玉龍雪山」。町と山という、生活に根ざした世界遺産を僕は素通りすることができなかった。

バスチケットは町の物売りから買った。その男はバスがいかに豪華であるかをアピールしていたが、僕はそのバスが目の前の通りから出発する便利さを買い、二つ返事で男の勤める旅行社へついていった。

出発時刻は 16 時 20 分。しかし事務所の小姐は 15 時 40 分に来いとメモを書いた。時刻表があまりあてにならないことは薄々承知だが、余裕をみすぎているのではないかと疑う。乗り遅れは困るし暇なので指定どおりの時間に出向いてみたのだが、案の定バスが現れる気配はない。服務員のオバちゃんと世間話を筆談しても間が持たず、旅行社のソファーで道行く人々を眺めていると、16 時半にようやくバスが到

着した。35 人乗りの大型車だ。バスは既に多くの人が乗っており、適当な通路側席に腰掛ける。「豪華バス」のシートはくたびれ果ててリクライニングもしない代物だったが、補助席は無く、通路は通路としてキチンと床が見えていた。椅子に座って自在に足が組める。昆明からのミニバスを思うとこれだけで十分に「豪華」かもしれない。

バスは他の旅行社をいくつか経由し、空席が無くなったところでいよいよ麗江へ向けて山を登り始めた。車体は鈍重だが、クラクションをびゃーびゃー鳴らして追い越しをかける運転はミニバスと変わらなかった。(写真はトイレ休憩地点。手前がミニバス、左が僕の乗った豪華バス)



バスは途中1回のトイレ休憩のあと、夜8時過ぎに麗江の町へ到着した。どこで降ろされるのかと車窓と地図を見比べていると、バスはアレヨアレヨという間に通りを曲がって、旧市街から一番外れたターミナルに着いてしまった。まあ、仕方がない。当然、ホテルは未定なのでまずは宿探し。空は黄昏から闇夜に移る頃で、身の安全を考えたら既にヤバイ時間である。そもそも夕方のバスを予約した時点で想像できる事態であり、初日の経験がまったく忘れ去られている。

旧市街の宿をチェックしていたので「とりあえず歩こう」と、バスを降りた途端、ホテルの客引きにわっと取り囲まれてしまった。この状況は大理の下関ターミナルで経験済みなので、全部振り切って逃亡しようと考えた。しかしである。「我不要!」と叫んでも、実のところホテルは必要なのだ。そして、この中から決めれば話は早い。そう思った瞬間にザックを下ろし、一番近くにいた客引きオババから部屋の写真をひったくって値段を聞いた。オババは片言の英語で「フォー」と言うではないか。

「400 元?」冗談じゃない。今夜はシャワー付きのホテルにしようと思っていたので 200 元は出そうと思っていた。しかし倍は高すぎる。指で2を作り「トゥー」と言ってみると呆気なく OK。商談成立である。半値で即決とは、果たして元の言い値にどんな根拠があるのかと思う。

客引きオババはバスターミナルの門番に挨拶をしながら外へ出て、暗い路地を歩き出した。一人じゃ歩きたくない感じの道だが、躊躇無くついて行った。長屋民家の軒先から人の目がじろりと覗き、黒っぽい服を着た男たちと何回もすれ違う。貧乏旅行者とはいえ、僕はすれ違う誰よりも大金を身につけているに違いない。そして、先を歩くオババもまた善人という保証は無い。どこかの家に連れ込まれ、みぐるみ剥がされてポイッと捨てられたら苦い経験になるのだが、変な度胸がついてしまったようだ。



無事に案内された宿は、オーナーの自宅と思われる木造民家の庭先に鉄筋コンクリート 2 階建てがドンと威圧的に建っていた。ロビーやフロントは無く、 1 階の部屋はドアを開けるとテラスから直接中庭に通じている。ホテルというより民宿、それよりもウィークリーマンションといった雰囲気で、他に宿泊者の気配は無い。しかし通された部屋は広くてピカピカに新しく、シャワーのお湯も勢いよく出た。これなら昆明の明都大酒店よりずっといい部屋だ。ただの客引きと思っていたオババはここの女将で、改めて「200 元?」と訊くと、とんでもないという顔で「リアン・シー」と訂正した。「ん? 20 元!」

どうやら大いなる誤解だったようだ。正しい宿代はシャワー付き 40 元、シャワーなし 20 元とのことで、もちろん即座に 40 元で宿泊を申し込んだ。それにしても、200 元と思い込んでいた外国人にわざわざ金額を訂正するとは、なんと人のいい女将であろうか。

「飯は食ったか?」と訊かれたので、まだだと答えると食堂に案内すると言う。宿代の件ですっかり気をよくしていたので、こんどは 100%安心してついて行った。表通りの一番近い食堂に入り、店の主人に話をつけて宿に戻っていった。ウチの日本人客に何か出してくれ、とでも伝えたのだろう。麺料理が食べたいと言ったら、主人は紙切れにメニューを書いてみせ、無事に牛肉米線大盛りを注文することができた。ここはごく普通の大衆食堂で店内にはテーブルが5つ、二間ほどの間口はフルオープンである。卓上にはお茶とヒマワリの種が置いてあってこれはサービス。種の殻も出がらしの茶葉も当然のようにコンクリートの床に落としてしまうのが正しい食べ方のようだ。やがて出てきた米線はとても辛かったが、振り返って思うとどこよりも旨い麺であった。

食堂での夕食を終えると、こんどは飯屋の主人が無言で宿まで送ってくれた。迷うような距離ではないが、やはりこの界隈は物騒なのだろうか。夜更けにベッドでテレビを眺めていると、中庭からひそひそと密談するような気配がした後、喧嘩のような罵声が通りに響き渡った。香港映画のようにドアが蹴破られ、チンピラに囲まれる自分を想像したが、やがて眠りに落ち、目覚めた時は穏やかな朝であった。

# 衛生間の話

「かの国の便所にはドアがない」、実に有名な話である。トイレというのは人間の基本的な生理習慣に関わってくるもので、溶け込むにはかなり勇気の要る種類の異文化だ。和式汲み取りに怯む欧米人なんていう話もあるが、「紙がない」「ドアが無い」と聞かされれば、たちまち便意が萎えてしまう日本人は多いと思う。紙は持参すれば良いが、まさか便所のドアを持ち歩くわけにはいかない。

しかしさすがに 21 世紀である。トラディショナルスタイルというのは徐々に姿を消しているようで、ホテルやデパートのトイレには 100%ドアがあった。洋式便器にお馴染みのロールペーパーも備えてあって、ほぼ日本のそれと変わらない。

噂のトイレは「衛生間」と書かれた公衆便所や古いビルの中にひっそりと生き永らえている。中に入ると、コの字型に区切った仕切りの中にしゃがみ式の「和式」便器が一つずつ並び、先人たちは入口に顔を

向けて瞑想していた。普段絶対に見ることの無い他人の表情に圧倒されてしまう。しかし、見えようが、香ろうが、聞こえようが、誰も目を合わせようとはしない。暗黙のルールなのだろう。

麗江の公園で入ったトイレがこのスタイルであった。一瞬 U ターンしてしまおうかと思ったが、外国人がビビッて帰ったと思われるのは悔しいので、僕は当たり前のようにコの字のなかに入ってズボンを下ろした。実際しゃがんでみると、便所のドアなんて大した問題ではないのだ。例えは悪いが、まさに「案ずるより産むが易し」であった。(今村)



## 駄作三昧(その7)

#### 碧色の猫

七月の初旬の朝日新聞の「声」欄に、関昇一さん(魚沼市・76歳)の投稿が載っていました。

6 月の朝、関さんが田の畦草を刈っていると、目の前から大きなカモが飛び立って、数米先に降りた。びっくりして足元を見ると、草の中に巣があって、卵が数個並んでいた。母ガモが卵を温めていたのである。すぐに草刈を止め、家人にも近寄らないように注意させた。ひと月程たった早朝、庭先から門の方に出てみると、一羽の鳥が立っていて、目を見合わせたあと、ゆっくりと飛び立って行った。あの時の母ガモである。早速、田に行ってみると、巣は空になっていた。母鳥が「巣立ちの挨拶」に来たのに違いない。

この投稿を読んで私は、「碧色の猫」の事を思い出しました。今号は、頁数に少し余裕がありますので、 その「思い出話」をご紹介することにいたしました。(藤井)

別に夏に限ったわけではありませんが、四五人の人が集まって、見たり聞いたりしたことを話していると、よく、「お化けの話」が出てくるものです。先日も新聞に、「お化けがあるかどうか」という質問をしたところ、「ある」と答えたのが 10%、「ない」と答えたのが 80%、判らないと答えたのが 10%というような統計が出ておりましたが、皆様はどうお考えになりますか。

私は、「お化けはある」と答えたいのです。お化けといっても、人を恨んだり、苦しめたりするのばかりではありません。ささやかな心の触れ合いが、お化けになって現れたってかまわないと私は思うのです。 恐らく皆様の大部分の方は、お化けなんかあるものかと一笑に付されることでしょう。しかし、そういわれる方々も、どうか私のこの話を、一応読んでみて戴きたいと思います。これは、実際に私自身が体験したことですし、今もなお、その時見た情景を、ありありと眼の前に思い浮かべることが出来るのです。

お化けは、本当にあるのです。恐ろしいお化け、悲しいお化け、そして可愛いお化けも

それは、昭和 19 年の秋のことでした。当時私は、高等学校の寮に入って、「耕す会(食糧事情を少しでも良くするための農耕班)」に入っておりました。他の学生が予習や復習をしたり遊んだりしている時間に畠仕事をする、考えてみれば全くご苦労な会なのですが、それほど苦にもならなかったのは、生来ののんびり屋で、不勉強にも慣れていたせいかも知れません。

プールの傍に細長い小屋があり、その一角が農具小屋になっていて、私達は、そこで作業衣に着替えたり、鍬や鎌をしまったりしていました。そしてそこから少し寮に近寄ったところに「ホール(コーヒーやミルク、たまに菓子等を売っていた所を寮生はそう呼んでいました)」があったのです。「猫」というのは、そのホールにいた猫のことで、秋の初め頃、私が例によって小屋で着替えていると、その猫が私の側にやってきて、なんとなく身を寄せてきたのですが、考えてみると、それが「私達」の知り合った最初なのでした。「私達」なんて、おかしな使い方で申し訳ありません。おかしなことは十分承知で、そんな風に書いたわけを、もう少し読んで戴ければ判ってもらえると思います。

さて、私は、どういうこともなく抱いてやったのでしたが、その猫は、それ以来不思議に私に懐いてしまったのです。可愛い顔をした猫でした これについては、他の人達も認めていますから、確かだと思います。私は、猫にも容貌があることを、この猫によって初めて知りました。その後、二・三回、その猫を抱き上げてやったり、首に巻いてふざけたりしたりしましたが、そのうちにふっと見えなくなり、私も日々の学業と農作業に追われて、探してみることなく忘れておりました。

それから数週間たったある夜のこと、私は不思議な夢を見ました。「美じんダ女」の夢でした。顔とか歳とか、そういったものは全然判りません。その夢の中ですらはっきり判らないのです。しかし、美しい少女であること、それには間違いはありませんでした。そして、着物を着ていたことも覚えています。赤地に金色の糸が織り込んであるものでしたから錦紗という布地だったでしょうか。

その頃、何もそんな夢を見る筈もないのに突然見た夢でした。場所は寮の寝室、私の寝台の傍にそっと立っていたのです。しかも、なお不思議なことには、それがあのホールの猫であることが、その夢を見た始めから判っていたのです。夢に現れた形が人間でありながら、それが猫だと考えること、それ自体すでに非常に奇妙なことではありませんか。しかし、決して恐い夢ではありませんでした。私は起き上がって、何か話しました(どんな風にどんな事を話したのかは、夢がさめた時には、もう覚えておりませんでした)。しばらくして、少女が帰ることになった時、私は、少女の手をとって、そして唇にあてたのです。ところがまあ皆様聞いてください。私が握っているその少女の手は、確かに普通の少女の優しい手であり、白い指なのに、私の唇に触れたのは、明らかに猫の手なのです。頬も、私の眼に見えるのは少女の頬でありながら、私の頬に触れたのは、やはり猫の頬でした。本当に奇妙なことでした。しかしその夢の中で、私は、

その少女が猫であることが、始めからちゃんと判っていたのですから、「成程、やっぱり猫なんだな」と 思っただけで、少しも不思議に思いませんでした。

そしてその時、夢からさめました いやさめたのではないのかも知れません。とにかくさめたような気がしたのは事実ですけれど 。素晴らしい夢だったなと思いました。うっとりとした気分で、しばらくぼんやりとしておりました。ふと耳を澄ますと、廊下をことことと小さく遠ざかって行く足音が聞こえるのです。私は、「あれ、本当にホールの猫が来たのかしら」と思った途端に、北寮の暗い廊下から、出口の月明かりの方へ歩いて行く、ホールの猫の姿が、ぽっかりと浮き上がって見えたのです。といっても、私は起き出して廊下へ出て行ったわけでは毛頭ないのですから、先程も申し上げましたように、これも夢の続きだったのかも知れないのです。

私は、それからとても嬉しくなって、「断然、明日起きたら皆に話してやろう。忘れぬように、よく覚えておかなくては。」と思いながら、再びぐっすりと眠ったことをよく覚えております。次の日の「日記」に、こんな風に書いてあります。

昨夜の夢は素晴らしかった。ホールの猫が可愛いメッチェンになってやって来た。僕は確かにキュセンしてやったと思う。思い出してなんとなく楽しくなる夢である。ところが、案に相違して、意外にも 21 日からの試験の発表があった。もう今からじたばたしても仕方ないが途方にくれてしまう。

このうち、「ところが」という所から鉛筆の色が明らかに違っているのです。察するに、夢の話は、起きるとすぐに書いておいたものと思われます。ここにもありますように、21 日から試験があることになったので、この日から作業は休みになり、従って小屋の方へ行くこともなく、私は、すっかりホールの猫のことは忘れてしまっておりました。試験が終わって作業が始まってからも、その姿を見かけませんでしたし、また、思い出しもしませんでした。

ところが、それから二週間ほど経った日、私は同室のTから、ホールの猫が死んだということを聞きました。私はそれを聞いた途端、ありありと先日の夢を思い出しました。そんなことがあるのでしょうか。夢の中で、猫が私にお別れに来たなんていうことが しかし、疑うことのない事実なのです。実際に、私自身が体験したことであり、ずっとお話ししてきたように、始めからホールの猫だと判っていた夢だったのですし、その猫が、その夜を最後に、私と会うこともなく死んだのですから、そういうことも本当にあるのだと今でも私は信じております。

その翌日、私は、小屋の裏をシャベルで掘って、ホールの猫 草むらの中で死んでいました を埋葬してやりました。土をまんじゅう型に少し高く盛って、その上に丸い石を載せながら、何時かずっと昔に、中学の生物の時間に、解剖の前に必ず唱えさせられた「南無帰依佛」という言葉を何回か繰り返してやりました。

皆様いかがでしょうか。私に会いに来たのは、お化けではなかったのでしょうか。私には、どうしても、あの可愛い顔をしたホールの猫君が、私を慕って、「お別れ」をしに来てくれたのだと思われるのですが 。

ああ、これだけでは、どうして私が、このお話に、「碧色の猫」なんて変な題名をつけたのかお判りにならないですね。それはこうなのです。その時から二年過ぎた卒業前の頃、私は友人のKにこの「猫の夢」のことを話してやりました。彼は、詩を作ったり、小説を書いたりするのが上手で、私が下手ながらもこんな風なものを書いたりするのも、彼の影響によるのですが、そのKが、即興で次のような詩を作ってくれました。

ささやき うっとりと 販を閉ざして アトリエに 蹲っている 碧色の冷たい猫よ 渇えている甘いキッス ああ、一ぺん接吻してみたいという… 何という いたいけな囁きだろう



なぜあの猫の夢が、このような詩になったのか、私には全く判りません。恐らくこれが「詩感」とでもいうのでしょうか。この詩の中で、あのホールの猫が、「碧色の猫」になっていたので、私達は大笑いしてしまいました。碧色の猫なんて、本当に見たことも聞いたこともない面白い表現です。それで、私はすっかり気に入ってしまって、それ以来、その猫のことを「碧色の猫」と呼ぶことにしているのです。

「碧色の猫」君は、今も駒場のキャンパスに眠っていることでしょう。私が載せてやったあの丸い石の下に

### <パズル&クイズ>

# 〔前回の解答〕

# (1)()の中が正解です。

① 脅威(驚異)的な新記録	「驚異」は、驚くべきことで、「脅威」は、おびやかされること。
② 通り一片(遍)の説明	「通り一遍の」は、うわべだけで誠意がないこと。一片はひときれ、わず かという意味。
③ 経営の実体(態)調査	「実態」は、実際の状態。「実体」は、事物の本体。
④ 社長の台(代) 替わり	「代替わり」は、帝王、戸主、経営主などがかわること。「台替り」は、「千円の台替わり」など数字の単位に用いる。 参考:「代」は、「昭和60年代」、「10代の少年」のように、年月・年齢の区分や範囲を示すときに用い、「台」は、「1000万円台」、「9秒台」、「80点台」などのように、金額・時間・個数の区分・範囲を示す時に使う。
⑤ 政治資金規制(正)法	「規制」は、規律を立てて制限すること。「規正」は、悪いところ、不都 合なところを正しく直すこと。
⑥ 弁説(舌)さわやかに	「弁舌」は、ものの言い方。「弁説」は、物事の道理をわけて説くこと。 「さわやか」は弁舌の方。
⑦ 一率(律)に千円ずつ	「率」は、同じ割合という意味。みんな同じにという時は「一律」が正しい。「一りつ10パーセント」という時は、「率」でも「律」でもよい。
⑧ 和戦両用 (様) の構え	「両様」は、二とおりの意味。「両用」は、両方に使えること(水陸両用、 男女両用、晴雨両用など)。
⑨ 植物が成(生)長する	植物の場合は、「生長」、動物の場合は、「成長」を使う。また、一般語としては、「成長」を用いる(経済の成長、成長産業など)。
⑩ 運賃を改訂 (定) する	「定」は、さだめる。「訂」は、ただす。「改訂」は、正当でなくなった ものを改めて正当な形にすること(書物を改訂する)。

# (2)

 $\bigcirc$ ×= ウミ (海)  $\bigcirc$ □= ウズ (渦)  $\bigcirc$ ×= ウメ (梅) から、 $\bigcirc$ =「氵」、×=「毎」、 $\bigcirc$ =「咼」、 $\bigcirc$ =「木」が判ります。さて、 $\triangle$ =カワは、まず「川」が頭に浮かびますが、「沙川」という字はありません。そこで「皮」を当てはめて、「 $\bigcirc$ Δ=波」が正解になります。

# 〔今回の問題〕 次の言葉遣いの間違いを直して下さい。

1	偉才を放つ	4	国の助成金	7	法廷相続人	9	会社更正法	
2	担荷で運ぶ	5	優性保護法	8	需用と供給	10	無作意抽出	
3	自然の節理	6	ローマ法皇					

#### [編集後記]

W杯が終って、やっと日常生活が元に戻りました。それにしても、まだまだ「日本のサッカー」は、一次予選に出られれば「オンの字」といったレベルであることを痛感させられました。スピード、体力、キック力等々、あと十年の開きがあるように思います。

いま一つよく判らないのは、特に終盤、時にはロスタイムに入ってからの得点が多いことです。それだけ「最後の力」が振り絞られた結果と考えられますが、サッカーには、時間の制限があるわけですから、有利に展開しているチームは、「時間切れ」を狙う(自陣で球を回す)作戦を立ててもよい筈なのに、あまり見受けられません。「何分以上、球を自陣にとどめてはいけない」というようなルールがあるのでしょうか、これは、ドーハの悲劇があった時から感じている疑問です(バスケットでは、終盤にそのようなルールがあったような気がしますが…)。アメフトでは、リードしているチームは、最後の1分位になると攻撃を止めてしまいます。また、野球でも、「時間切れ」のルールがあった頃は、有利なチームが、「次の回」に入らないように、ゆっくりとしたプレーで「時間稼ぎ」をしたこともあったように記憶しています(もちろん、観客は「ブーイング」…)。
決勝戦での「ジダンの頭突き」には吃驚しましたが、こんな場面でこんなことをするのは「それなりの理由」が

決勝戦での「ジダンの頭突き」には吃驚しましたが、こんな場面でこんなことをするのは「それなりの理由」があるのだろうと思いました。果たして、イタリー側の選手から、ジダンの肉親に対する「侮辱的言葉」が浴びせられていたとのこと…。「サッカーでは、日常の戦略」というのは、どうも戴けません。そんなことなら、各選手に「マイクロカセットレコーダ」を装着させて、レッドカードの対象にしなくてはなりませんね。

(再生紙を使用しています)